

交第3号議案

横浜市高速鉄道運賃条例の一部改正

横浜市高速鉄道運賃条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月10日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市高速鉄道運賃条例の一部を改正する条例

横浜市高速鉄道運賃条例（昭和47年10月横浜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表備考1(2)中「生徒」の次に「及び学生」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

学校教育法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市高速鉄道運賃条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市高速鉄道運賃条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

別表（第4条第1項）

（表省略）

備考

1 通学定期旅客運賃（甲種）及び通学定期乗車券（甲種）とは、次に掲げる者に係る通学定期旅客運賃及び通学定期乗車券をいう。

（(1)省略）

(2) 法第124条に規定する専修学校の生徒及び学生

（(3)から(5)まで及び2省略）